別 添 1

令和８年９月３０日
大型車の車輪脱落事故
防止対策に係る連絡会

大型車の車輪脱落事故防止「令和８年度緊急対策」

１．緊急対策の概要

令和４年２月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年１２月に中間とりまとめが行われ、当該調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、さび取り清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分であるほか、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されており、これまで、これら事項に係る防止について周知徹底を図ってきたところであるが、依然として同種事例が確認されている状況を踏まえ、大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発することとする。

例年、車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換から１～２ヶ月後の発生が多くを占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し、作業ミスが発生しやすい状況にある。作業ミスの発生に対しては、車輪脱落予兆検知装置等の導入によるハード対策も今後期待される一方、外注作業の場合に必要な工具等の全てを有していなかったことによるものを含め、不適切な脱着作業が行われていた事例が確認されていることから、必要な工具等を用い、作業時間に余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、通常の降雪時期を待たず早期に冬用タイヤに交換するなど、適切な作業を前提とした作業平準化を推進する。

２．国土交通省実施事項

（１）事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

本省、各地方運輸局等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

（２）事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を

活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。

② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備工場やタイヤショップ等に対して適切なタイヤ脱着作業及びタイヤ脱着後の保守管理の重要性について周知する。

④ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、４.（１）及び（２）の取り組み状況を別添２－１又は２－２により確認し、同事故防止対策の取り組みが不十分なときは、積極的な取り組みを実施するよう指導する。

⑤ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する（年末年始の安全総点検関係）。

（３）地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記（１）及び（２）の取り組みのほか、地域の実情を踏まえた独自の取り組み期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

３．連絡会構成団体共通実施事項

（１）事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、傘下会員は連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取り組みの実施に協力する。

（２）事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取り組みについて協力要請があった場合は、これに協力する。

（３）地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取り組みの実施に協力する。

４．連絡会構成団体別実施事項

● **全日本トラック協会、日本バス協会**

（１）傘下会員に対して、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

① 運送事業者は、車輪脱落事故の危険性及び発生時の社会的影響について、トップダウンにより社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底すること。

② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知・徹底し、確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を求めること。

③ 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。

- タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施する。特に降雪地を運行する車両がある場合は、１．を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な作業とならないよう十分配慮する。
- 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。

④ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないことを理解すること。

また、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行ってもさびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から４年以上経過している車両は入念に確認すること。

なお、上記事項については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を参考にされたい。

⑤ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法について、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

⑥ 運送事業者は、先進安全自動車（ＡＳＶ）導入補助制度を活用し、車輪脱落予兆検知装置の導入促進を図るなど、ハード面の対策を含め車輪脱落事故防止に努めること。

（２）依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行う場合、作業者に対し別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施するよう指示し、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確実に確認すること。

② 整備管理者は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙２の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法や、ホイール・ナットへマーキング(注 1)を施す、又は、ホイール・ナットの回転を指示するインジケーター類を装着し、それらのずれを確認する手法(注 2)により、確実に実施すること。

（３）国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼すること（年末年始の安全総点検関係）。

（４）全日本トラック協会においては、トルク・レンチを有していない営業所へ保有を働きかけること。

- **全国自家用自動車協会**

大型車の使用者に対して、冬用タイヤ交換の平準化を推進するとともに、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。特に、降雪地を運行する車両がある場合は、１．を踏まえ、積雪予報が発せられた際に急な交換とならないよう十分配慮すること。

② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。

③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られない。そのため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から４年以上経過している車両は、入念に確認すること。

なお、上記事項については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を参考にされたい。

④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法について確認しておくこと。

なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルク・レンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。

⑤　タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検について、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)を心がけ実施すること。特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施をすること。

- **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専業店、タイヤ販売業者へ周知する。

①　インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルク・レンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。

②　ホイールに適合したボルト及びナットを使用し、規定トルクで締め付けること。

③　入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)について周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。

④　著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られない。そのため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイール、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

なお、上記周知については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を活用されたい。

⑤　タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナット回転指示インジケーター類の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。

⑥　タイヤ脱着作業者においても、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めるとともに、事業場以外で行う脱着作業に際しても必ず必要な工具等（トルク・レンチ類、給脂に必要な潤滑剤、清掃用具、新品ナットなど）を持参・使用すること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締めの重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

（1）傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・と・さ・な・い」のポイント(※)の確実な実施を周知すること。特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

なお、上記啓発については、チラシ「ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！」（別紙４）を活用されたい。

（2）日本自動車工業会においては、上記（1）のほか、以下の事項について取り組むこと。

① 大型車の使用者に対して、車輪脱落予兆検知装置の導入意義、有効性等をＷＥＢ動画により多角的に伝えるとともに、チラシを配布し当該装置の認知度の向上及び普及を図ること。

② 自社系列サービス工場に対し、上記（1）①及び②について周知を図るとともに、タイヤ脱着作業時における点検・清掃や潤滑剤の塗布、ホイール・ナットの締め付け作業等が適切に行われるよう周知すること。

③ 独立系タイヤショップに対し、効果的な方法により上記（1）①について周知を図るとともに、タイヤ脱着作業時における点検・清掃や潤滑剤の塗布、ホイール・ナットの締め付け作業等が適切に行われるよう周知すること。

④ 車輪脱落予兆検知装置の新車装着モデルの拡大に引き続き努めること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際、正しい使用方法や、トルク・レンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

５．大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年１０月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和８年１０月から令和９年２月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取り組みを実施する。

注１　　ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注２　ISO 方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール･ナット回転指示インジケーター類による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。

※印は、以下の「お・と・さ・な・い」のポイント（別紙３啓発チラシの記載内容）

１．お・・・おとさぬための点検整備
- 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段です。

２．と・・・トルクレンチで適正締付
- 適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

３．さ・・・さびたナットは清掃・交換
- ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

４．な・・・ナット・ワッシャ隙間に給脂
- ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させてなじませてください。

５．い・・・いちにち一度は緩みの点検
- 運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。